

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

議員定数削減に伴う委員定数の見直し、島根県病院事業の設置等に関する条例の改正に伴う病院局の設置及び地方自治法の改正に伴う委員会制度の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 議員定数が削減されることに伴い、農水商工委員会及び建設環境委員会の委員定数をそれぞれ1名減ずることとする。
- (2) 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い病院局が置かれるので、当該病院局の所管に関する事項を文教厚生委員会の所管とすること。
- (3) 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を、閉会中においては議長ができることとする。
- (4) 常任委員の所属の変更を、閉会中においては議長ができることとする。
- (5) 議会運営委員及び特別委員の辞任の許可を、閉会中においては議長ができることとする。
- (6) 議長は、(3) (4)及び(5)の措置をしたときは、その旨を次の議会に報告しなければならないとすること。

3 施行期日

2の(1)についてはこの条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から、2の(2)については平成19年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。